



栃木県公報

平成30年
3月30日(金)
号外
第21号

目次

規則

○栃木県事務決裁及び委任規則の一部改正..... 1

規則

栃木県規則第十二号

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

栃木県事務決裁及び委任規則（平成十二年栃木県規則第四十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜九 略</p> <p>十 支所等 <u>組織規程第九十一条の二第一項に規定する支所、分室、技術支援センター、産業技術専門学校、研究所及び農場をいう。</u></p> <p>十一〜二十一 略</p> <p>(委任事務の決裁及び専決)</p> <p>第六条 所長は、前条第一項又は条例の規定により委任された事務（以下「委任事務」という。）のうち、別表第三の決裁区分（委任事務）の欄の表示に対応した事項を、決裁し、又は支所長、総括所長補佐等</p> <p>、所部長若しくは所課長に専決させるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜九 略</p> <p>十 支所等 <u>組織規程第九十一条の二第一項に規定する支所</u>、技術支援センター、産業技術専門学校、研究所及び農場をいう。</p> <p>十一〜二十一 略</p> <p>(委任事務の決裁及び専決)</p> <p>第六条 所長は、前条第一項又は条例の規定により委任された事務（以下「委任事務」という。）のうち、別表第三の決裁区分（委任事務）の欄の表示に対応した事項を、決裁し、又は支所長、総括所長補佐等（<u>とちぎリハビリテーションセンターにあつては副所長及び局長。次条において同じ。</u>）、所部長若しくは所課長に専決させるものとする。</p>

第十一条第一項の表中

総括所長補佐等を置かない出先機関（とちぎリハビリテーション	所長	所長補佐、場長補佐、園長補佐又は院長補佐（以下「所長補佐等」という。）を置く出先機関	所長補佐等	
-------------------------------	----	--	-------	--

センターを 除く。)		所長補佐等を置かない出 先機関	所長があらかじめ指定 する職員		を
とちぎりハ ビリテー ションセン ター	所長		副所長又は局長	部長	
	副所長又は 局長		部長	副部長、課長	
	部長		副部長、課長		

総括所長補 佐等を置か ない出先機 関	所長	所長補佐、場長補佐、園 長補佐又は院長補佐(以 下「所長補佐等」とい う。)を置く出先機関	所長補佐等		に改
		所長補佐等を置かない出 先機関	所長があらかじめ指定 する職員		

める。

別表第一東京事務所の項の次に次のように加える。

総務事務センター	総括所長補佐		
宇都宮県税事務所	次長	部長及び所担 当リーダー	課長

別表第一県税事務所の項を次のように改める。

県税事務所(宇都宮県税事務所を除く。)	総括所長補佐		課長及び所担 当リーダー
---------------------	--------	--	-----------------

別表第一岡本台病院の項の次に次のように加える。

障害者総合相談所	総括所長補佐		
----------	--------	--	--

別表第一とちぎりハビリテーションセンターの項、農業試験場の項、農業大学校の項、農業環境指導セン
ターの項及び水産試験場の項を削り、同表農業振興事務所の項の次に次のように加える。

水産試験場	総括所長補佐		
農業試験場	次長	部長	課長
農業大学校	副校長	部長	
農業環境指導センター	総括所長補佐		課長

別表第一本庁関係共通事項の表十九の項第二号から第四号までを次のように改める。

2 講習会、講演会、品評会等					
----------------	--	--	--	--	--

の開催							
(1) (2)以外のもの				○			
(2) 軽易かつ定例的なもの						○	
3 国等の主催する品評会、競技会等への参加の決定				○			
4 資格試験及び検定の施行				○			

別表第11「本庁関係共通事項の表111」の項第一号を次のように改める。

1 職員の旅行命令及びその復命の受理							
(1) 副知事の2日以上の旅 行に係るもの	○						
(2) 副知事の1日の旅行に係 るもの		○					
(3) 理事及び部長の2日以上 の旅行に係るもの		○					
(4) 理事及び部長の1日の旅 行に係るもの			○				
(5) 部長相当職にある職員 (所長を兼ねる者を除 く。)及び課長に係るもの			○				
(6) 所長の県外の3日以上 の旅行に係るもの			○				
(7) 課長相当職にある職員及 び総括課長補佐に係るもの				○			
(8) (1)から(7)までに掲げる職 員以外の職員の国外の旅 行に係るもの				○			
(9) (1)から(7)までに掲げる職 員以外の職員の国内の旅 行に係るもの					○		

別表第11「本庁関係共通事項の表111」の項第三号及び第四号を次のように改める。

3 職員の職務専念義務の免除 の承認							
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--

(1) 理事及び部長に係るもの		○					
(2) 部長相当職にある職員及び課長に係るもの			○				
(3) 所長の3日以上職務専念義務の免除に係るもの			○				
(4) 課長相当職にある職員及び総括課長補佐に係るもの				○			
(5) (1)から(4)までに掲げる職員以外の職員に係るもの					○		
4 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び勤務時間の割振り変更							
(1) 理事に係るもの		○					
(2) 部長及び部長相当職にある職員に係るもの			○				
(3) 課長、課長相当職にある職員及び総括課長補佐に係るもの				○			
(4) (1)から(3)までに掲げる職員以外の職員であつて、本庁に勤務するものに係るもの					○		

別表第一―本庁関係共通事項の表二十一の項第二号を次のように改める。

3 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理業務の全部又は一部の停止命令			○				
--	--	--	---	--	--	--	--

別表第一―本庁関係共通事項の表二十一の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

9 条例第8条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示				○			
---	--	--	--	---	--	--	--

別表第一―本庁関係共通事項の表二十一の項第十号を次のように改める。

10 栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する				○			
-------------------------------	--	--	--	---	--	--	--

る条例施行規則（平成17年栃木県規則第11号）第3条の規定による公告							
------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第一一 本庁関係共通事項の表二十二の項第十一号を削り、別表第一二 本庁関係特定事項② 経営管理部 人事課の表四の項第六号を次のように改める。

6 職員の営利企業従事の許可							
(1) 理事及び部長に係るもの			○				
(2) (1)に掲げる職員以外の職員に係るもの				○			

別表第一二 本庁関係特定事項② 経営管理部ウ職員総務課の表中「職員総務課」を「職員厚生課」に改め、同表五の項を削り、別表第一二 本庁関係特定事項② 経営管理部カ税務課の表一の項第二号を次のように改める。

2 第22条の3第1項の規定による職務の指定				○			
------------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第一二 本庁関係特定事項③ 県民生活部エくらし安全安心課の表九の項第一号から第三号までを次のように改める。

1 第7条第1項の規定による命令（不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第23条第1項に規定する都道府県が処理する事務に限る。以下この項において同じ。）				○			
2 第7条第2項の規定による資料の提出の要求					○		
3 第29条第1項の規定による報告の徴収、物件の提出命令、立入検査等						○	

別表第一二 本庁関係特定事項③ 県民生活部エくらし安全安心課の表十一の項中第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1 第33条第1項及び第2項の規定による要請						○	
------------------------	--	--	--	--	--	---	--

別表第一二 本庁関係特定事項③ 県民生活部エくらし安全安心課の表十二の項第二号から第四号までを次のように改める。

2 第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第22条第1項、第38条第1項から第4項まで、第46条第1項、第56条第1項及び第2項並びに第58条の12第1項の規定によ				○			
---	--	--	--	---	--	--	--

る指示							
3 第7条第2項、第14条第3項及び第4項、第22条第2項、第38条第5項及び第6項、第46条第2項、第56条第3項及び第4項並びに第58条の12第2項の規定による公表			○				
4 第8条第1項、第15条第1項及び第2項、第23条第1項、第39条第1項から第4項まで、第47条第1項、第57条第1項及び第2項並びに第58条の13第1項の規定による停止命令及び禁止命令			○				

別表第二本庁関係特定事項③県民生活部エくらし安全安心課の表十一の項中第六号を削り、第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

5 第8条第2項、第15条第3項及び第4項、第23条第2項、第39条第5項及び第6項、第47条第2項、第57条第3項及び第4項並びに第58条の13第2項の規定による公表			○				
6 第8条の2第1項、第15条の2第1項、第23条の2第1項、第39条の2第1項から第3項まで、第47条の2第1項、第57条の2第1項及び第58条の13の2第1項の規定による禁止命令			○				
7 第8条の2第2項、第15条の2第2項、第23条の2第2項、第39条の2第4項、第47条の2第2項、第57条の2第2項及び第58条の13の2第2項の規定による公表			○				

別表第二本庁関係特定事項③県民生活部エくらし安全安心課の表十一の項に次の二号を加える。

9 第66条第1項から第3項まで（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収等			○				
10 第66条の2の規定による照会及び協力要請			○				

別表第二本庁関係特定事項④環境森林部ア環境森林政策課の表五の項を削り、別表第二本庁関係特定事項④環境森林部ウ環境保全課の表十四の項中第二十四号を第二十七号とし、第十四号から第二十三号までを三

中すつ繰り下げ、第十三号の次に次の三号を加える。

14 第27条の2第1項の規定による汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認					○		
15 第27条の3第1項の規定による汚染土壌処理業者の合併又は分割の承認					○		
16 第27条の4第1項の規定による汚染土壌処理業の相続に係る承認					○		

別表第一二本庁関係特定事項(4)環境森林部工自然環境課の表中十四の項を十五の項とし、一一の項から十三の項までを一すつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に基づく事務	1 第4条第6項の規定による同意					○	
---	------------------	--	--	--	--	---	--

別表第一二本庁関係特定事項(4)環境森林部才廃棄物対策課の表一の項第五号及び第六号を次のように改める。

5 第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項の規定による認定						○	
6 第9条の2の4第5項及び第15条の3の3第5項の規定による認定の取消し			○				

別表第一二本庁関係特定事項(4)環境森林部才廃棄物対策課の表一の項第八号を次のように改める。

8 第12条第9項及び第12条の2第10項の規定による計画の受理(環境森林事務所及び環境管理事務所が所管するものを除く。9、11から18まで、21から23まで、25、26、31及び35において同じ。)						○	
--	--	--	--	--	--	---	--

別表第一二本庁関係特定事項(4)環境森林部才廃棄物対策課の表一の項中第三十二号を第三十五号とし、第二十八号から第三十一号までを三号ずつ繰り下げ、第二十七号を削り、第二十六号を第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

30 第19条の12第3項の規定による閲覧						○	
-----------------------	--	--	--	--	--	---	--

別表第一二本庁関係特定事項(4)環境森林部才産物対策課の表一の項中第二十五号を第二十八号とし、第二十四号を第二十七号とし、第二十二号を削り、第二十一号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

26 第19条第1項(第17条の2第3項で準用する場合を含む。)の規定による立入検査等					○				
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項(4)環境森林部才産物対策課の表一の項中第二十一号を第二十四号とし、第十二号から第二十号までの三号を繰り下げ、第十一号の次に次の三号を加える。

13 第12条の7第1項及び第7項の規定による認定						○			
14 第12条の7第9項の規定による届出の受理						○			
15 第12条の7第10項の規定による認定の取消し			○						

別表第一二本庁関係特定事項(4)環境森林部才産物対策課の表一の項を次のように改める。

1 森林法(昭和26年法律第249号)に基づく事務	1 第10条の2第1項の規定による許可(当該申請面積10ヘクタール以上に係るものに限る。)				○				
	2 第10条の2第1項の規定による許可(環境森林部長の専決事項に係るもの及び当該申請面積5ヘクタール未満の農用地造成に係るものを除く。)					○			
	3 第10条の5第9項の規定による協議の同意					○			
	4 第10条の11第3項の規定による調停案の作成					○			
	5 第25条の2第2項の規定による指定					○			
	6 第26条の2第1項及び第2項の規定による指定の解除								
	(1) (2)以外のもの					○			
	(2) 国又は地方公共団体の申請に係るもの						○		
7 第27条第1項の規定による指定及び指定の解除の申請									

(1) 当該申請面積5ヘクタール以上の保安林の指定（第41条第1項の事業の実施に係るものを除く。）及び当該申請面積1ヘクタール以上の保安林の指定の解除の申請				○			
(2) (1)以外のもの				○			
8 第27条第3項の規定による進達等							
(1) (2)以外のもの				○			
(2) 国又は地方公共団体の申請に係るもの				○			
9 第31条の規定による行為制限				○			
10 第33条の2第1項の規定による指定施業要件の変更（第25条第1項第4号から第11号までの規定により指定したものに係るものに限る。）				○			
11 第33条の2第2項の規定による指定施業要件の変更の申請				○			
12 第41条第3項の規定による保安施設地区の指定に係る申請				○			
13 第50条第1項の規定による認可				○			

別表第1-2 本庁関係特定事項⑤保健福祉部高齢対策課の表1の項第九号から第十一号までを次のように改める。

9 第29条第1項から第3項までの規定による届出の受理				○			
10 第29条第9項の規定による報告の受理				○			
11 第29条第10項の規定による公表				○			

別表第1-2 本庁関係特定事項⑤保健福祉部高齢対策課の表1の項に次の四号を加える。

12 第29条第11項の規定による報告の徴収及び検査				○			
13 第29条第13項の規定による改善			○				

命令						
14 第29条第14項の規定による事業の制限又は停止の命令			○			
15 第29条第15項の規定による公示			○			

別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部ウ高齢対策課の表三の項第二十二号及び第二十四号を次のように改める。

23 第76条の2第1項から第4項までの規定による勧告、公表、命令及び公示			○			
24 第77条第1項の規定による指定の取消し等			○			

別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部ウ高齢対策課の表三の項中第二十六号から第二十九号までを削り、第三十号を第二十六号とし、第三十一号を第二十七号とし、第三十二号を第二十八号とし、第三十三号を第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

30 第91条の2第1項から第4項までの規定による勧告、公表、命令及び公示			○			
---------------------------------------	--	--	---	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部ウ高齢対策課の表三の項中第三十四号を削り、第三十五号を第三十一号とし、第三十六号から第四十一号までを四号ずつ繰り上げ、第四十二号を第三十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

39 第103条第1項から第4項までの規定による勧告、公表、命令及び公示			○			
40 第104条第1項の規定による許可の取消し等			○			

別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部ウ高齢対策課の表三の項中第四十三号、第四十四号及び第五十五号を削り、第五十四号を第五十九号とし、第五十三号を第五十八号とし、第五十二号を第五十七号とし、第五十一号を削り、第五十号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

56 第115条の35第1項から第4項までの規定による報告の受理、公表、調査及び命令			○			
--	--	--	---	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部ウ高齢対策課の表三の項中第四十九号を第五十四号とし、第四十八号を削り、第四十七号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

53 第115条の8第1項から第4項までの規定による勧告、公表、命令及び公示			○			
--	--	--	---	--	--	--

別表第一ニ本庁関係特定事項(5)保健福祉部ウ高齢対策課の表三の項中第四十六号を第五十一号とし、第四十五を第四十号とし、同号の次に次の九号を加える。

42 第107条第1項及び第2項の規定による許可			○			
43 第108条第1項の規定による許可の更新				○		
44 第109条の規定による承認			○			
45 第114条の2第1項の規定による報告の徴収及び検査				○		
46 第114条の3の規定による施設の使用制限、修繕命令等			○			
47 第114条の4第1項の規定による変更命令			○			
48 第114条の5第1項から第4項までの規定による勧告、公表、命令及び公示			○			
49 第114条の6第1項の規定による許可の取消し等			○			
50 第114条の7の規定による公示				○		

別表第一ニ本庁関係特定事項(5)保健福祉部ウ高齢対策課の表三の項に次の一号を加える。

60 第197条第1項、第3項及び第4項の規定による報告の徴収、検査等				○		
-------------------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第一ニ本庁関係特定事項(5)保健福祉部エ健康増進課の表七の項第三号を次のように改める。

3 第14条の2第1項の規定による指定				○		
---------------------	--	--	--	---	--	--

別表第一ニ本庁関係特定事項(5)保健福祉部エ健康増進課の表七の項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

11 第43条第1項の規定による報告の徴収及び検査				○		
---------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第一ニ本庁関係特定事項(5)保健福祉部エ健康増進課の表七の項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

4 第14条の2第7項の規定による				○		
-------------------	--	--	--	---	--	--

指定の取消し							
--------	--	--	--	--	--	--	--

別表第一の二本上関係特定事項⑤保健福祉部才障福祉課の表三の項第三号から第二十一号までを次のように改める。

3 第21条の5の20第3項及び第4項の規定による届出の受理				○			
4 第21条の5の22第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○			
5 第21条の5の23第1項の規定による勧告			○				
6 第21条の5の23第2項の規定による公表			○				
7 第21条の5の23第3項の規定による命令			○				
8 第21条の5の23第4項の規定による公示			○				
9 第21条の5の23第5項の規定による通知の受理				○			
10 第21条の5の24第1項の規定による指定の取消し等			○				
11 第21条の5の24第2項の規定による通知の受理				○			
12 第21条の5の25の規定による公示				○			
13 第21条の5の26第2項から第4項まで（これらの規定を第24条の19の2において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理				○			
14 第21条の5の27第1項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、立入検査等				○			
15 第21条の5の27第4項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理				○			
16 第21条の5の28第1項（第24条				○			

の19の2において準用する場合を含む。)の規定による勧告							
17 第21条の5の28第2項(第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による公表			○				
18 第21条の5の28第3項(第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による命令			○				
19 第21条の5の28第4項(第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による公示			○				
20 第21条の5の28第5項(第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による通知の受理				○			
21 第21条の5の30において準用する第19条の20第1項の規定による審査及び額の決定				○			

別表第12本庁関係特定事項⑤保健福祉部才障福祉課の表三の項第二十四号を次のように改める。

24 第24条の13第3項の規定による届出の受理						○	
--------------------------	--	--	--	--	--	---	--

別表第12本庁関係特定事項⑤保健福祉部カこども政策課の表一の項第三十七号を次のように改める。

37 第69条第1項の規定による届出の受理(地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業に係るものを除く。38において同じ。)				○			
---	--	--	--	---	--	--	--

別表第12本庁関係特定事項⑤保健福祉部カこども政策課の表十七の項第六号を次のように改める。

6 第13条の5の規定による報告				○			
------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第12本庁関係特定事項⑤保健福祉部カこども政策課の表中二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項を十九の項とし、十七の項の次に次のように加える。

18 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)に基づく事務	1 第6条第1項の規定による許可			○			
	2 第7条第2項(第12条第5項において準用する場合を含む。)の規定による調査等				○		
	3 第10条第1項の規定による許可			○			

	証の交付								
4	第10条第3項の規定による届出の受理及び許可証の再交付			○					
5	第12条第2項の規定による有効期間の更新			○					
6	第13条第1項の規定による変更の届出の受理			○					
7	第13条第2項の規定による許可証の交付			○					
8	第14条第1項の規定による届出の受理			○					
9	第15条の規定による命令			○					
10	第16条第1項の規定による許可の取消し			○					
11	第16条第2項の規定による命令			○					
12	第19条第1項の規定による帳簿の引継ぎ				○				
13	第20条の規定による事業報告書の受理				○				
14	第32条第1項及び第2項の規定による報告の受理				○				
15	第32条第3項の規定による届出の受理				○				
16	第38条の規定による指導及び助言				○				
17	第39条第1項の規定による報告の徴収				○				
18	第39条第2項の規定による立入検査等				○				

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部生活衛生課の表中三十一の項を三十三の項とし、八の項から三十一の項までを一項ずつ繰り下げ、七の項の次に次のように加える。

8	住宅宿泊事業法 (平成29年法律第	1	第3条第2項、第4項及び第6項の規定による届出の受理(宇都						○
---	----------------------	---	-------------------------------	--	--	--	--	--	---

65号) に基づく事務	宮市の区域に係るものに限る。以下この項において同じ。)							
	2 第3条第7項の規定による通知							○
	3 第14条の規定による報告の受理							○
	4 第15条の規定による改善命令				○			
	5 第16条第1項の規定による停止命令			○				
	6 第16条第2項の規定による廃止命令			○				
	7 第16条第3項の規定による通知			○				
	8 第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査				○			
	9 第41条第2項の規定による改善命令及び通知				○			
	10 第42条第2項の規定による要請				○			
	11 第45条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査				○			
	12 附則第2条第1項の規定による届出の受理							○
9 住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令、国土交通省令第2号）に基づく事務	1 第4条第5項の規定による住民票の抄本等の提出の要求（宇都宮市の区域に係るものに限る。以下この項において同じ。)							○
	2 第4条第6項の規定による添付書類の省略							○
	3 第4条第7項の規定による通知							○
	4 第14条第1項の規定による条例の案の送付							○
	5 第16条の規定による事務の引継ぎ、帳簿及び書類の引渡し等							○

別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部ケ国保医療課の表一の項中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

6 第75条の3の規定による情報提供の要求				○			
7 第75条の4第1項の規定による再審査の要求				○			
8 第75条の5第1項の規定による勧告			○				
9 第75条の6の規定による国民健康保険給付費等交付金の減額の決定			○				

別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部ケ国保医療課の表中11の項を12の項とし、1の項の次に次のものに加える。

2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)に基づく事務	1 第3条第2項の規定による勧告				○		
	2 第5条第10項の規定による勧告				○		
	3 第6条第5項の規定による普通交付金の減額の決定				○		
	4 第7条第1項の規定による国民健康保険給付費等交付金の減額の決定				○		

別表第一二本庁関係特定事項(6)産業労働観光部ケ経営支援課の表七の項を次のように改める。

7 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)に基づく事務	1 第12条第1項の規定による認定				○		
--	-------------------	--	--	--	---	--	--

別表第一二本庁関係特定事項(6)産業労働観光部ケ経営支援課の表中12の項を16の項とし、八の項から十一の項までを三項ずつ繰り下げ、七の項の次に次のものに加える。

8 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(平成21年経済産業省令第22号)に基づく事務	1 第9条第1項から第3項までの規定による認定の取消し				○		
	2 第12条第14項の規定による確認				○		
	3 第13条第1項及び第4項の規定による確認及び確認の取消し				○		
	4 第13条の2第1項及び第4項の規定による確認及び確認の取消し				○		

	5 第17条第1項の規定による確認					○			
	6 第18条第1項及び第2項の規定による確認					○			
	7 第19条第1項の規定による確認の取消し					○			
9 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく事務	1 第70条の7第35項及び第70条の7の2第40項(第70条の7の4第20項において準用する場合を含む。)の規定による通知					○			
10 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)に基づく事務	1 第4条第4項の規定による認定					○			
	2 第5条第1項及び第2項の規定による認定及び認定の取消し					○			
	3 第7条第2項の規定による確認					○			
	4 第26条の規定による報告の徴収					○			

別表第1-2本庁関係特定事項(農政部)農政課の表三の項第九号を次のように改める。

9 第51条第1項の規定による許可の取消し等(農業振興事務所長の委任事務に係るものを除く。)						○			
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

別表第1-2本庁関係特定事項(農政部)農政課の表に次のように加える。

8 農業委員会等に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく事務	1 第42条第1項の規定による指定	○							
	2 第42条第2項及び第4項の規定による公告					○			
	3 第44条第1項の規定による認可					○			
	4 第44条第2項の規定による変更命令					○			
	5 第45条第1項の規定による認可					○			
	6 第46条第1項の規定による許可					○			
	7 第46条第2項の規定による公告					○			
	8 第48条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査					○			
	9 第49条の規定による監督命令					○			

10 第50条第1項の規定による指定の取消し	○						
11 第50条第2項の規定による公告			○				

別表第一二本庁関係特定事項(農政部へ農村振興課の移)の項を次のように改める。

1 国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく事務	1 第6条の3第1項の規定による都道府県計画の策定			○			
	2 第6条の3第2項及び第3項の規定による協議				○		
	3 第19条第2項の規定による認証				○		

別表第一二本庁関係特定事項(農政部へ農村振興課の移)中の次の項を十五の項とし、五の項を次の項とし、四項の次に次のように加える。

7 漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく事務	1 第8条第6項の規定による認可				○		
	2 第10条の規定による免許				○		
	3 第129条第1項及び第3項の規定による認可				○		
	4 第131条第2項の規定による委員の選任	○					
8 栃木県内水面漁業調整規則(昭和47年栃木県規則第50号)に基づく事務	1 第6条(同条第1号に係る部分に限る。)の規定による許可(2以上の農業振興事務所の所管区域にまたがる水産動植物の採捕に係るものに限る。2において同じ。)				○		
	2 第6条(同条第1号に係る部分を除く。)の規定による許可					○	
	3 第34条第1項の規定による許可(さけの採捕に係るもの及び2以上の農業振興事務所の所管区域にまたがるさけ以外の水産動植物の採捕に係るものに限る。)					○	
9 内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)に基づく事務	1 第10条第1項及び第4項の規定による都道府県計画の策定及び変更				○		
	2 第10条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規					○	

	定による協議							
	3 第10条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公表			○				
	4 第20条の規定による助言、指導等			○				
	5 第32条の規定による書類の経由			○				
	6 第35条第2項の規定による協議会の設置		○					
10 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく事務	1 第48条第2項の規定による認可（第18条第2項に規定する内水面組合に係るものを除く。2、3及び7において同じ。）			○				
	2 第48条第4項及び第68条第5項の規定による届出の受理			○				
	3 第58条の2第1項及び第2項の規定による業務報告書の受理			○				
	4 第64条の規定による認可		○					
	5 第66条の2の規定による認可の取消し		○					
	6 第68条第2項及び第69条第2項の規定による認可		○					
	7 第122条第1項及び第2項の規定による報告の徴収等			○				
11 水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）に基づく事務	1 第205条第7項及び第225条第4項の規定による承認（水産業協同組合法第18条第2項に規定する内水面組合に係るものを除く。2において同じ。）			○				
	2 第225条第1項の規定による事業計画書の受理			○				
12 輸出水産業の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）に基づく事務	1 第3条第1項の規定による登録			○				
	2 第3条の4の規定による届出の受理			○				

7 租税特別措置法に基づく事務	1 宅地等供給事業の指定			○					
8 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく事務	1 第31条の規定による認可			○					
	2 第35条第4項の規定による模範定款例の策定			○					
	3 第36条第4項の規定による模範事業規程例の策定			○					
	4 第45条の規定による仮理事の選任			○					
	5 第58条第2項の規定による認可			○					
	6 第65条第2項及び第67条第2項の規定による認可			○					
	7 第84条第4項の規定による意見の提出			○					
	8 第208条の規定による報告の徴収			○					
	9 第209条第1項から第3項までの規定による検査			○					
	10 第210条の規定による措置命令等			○					
	11 第212条の規定による改選命令等			○					
	12 第213条の規定による議決等の取消し			○					
	13 附則第2条第1項ただし書の規定による指定			○					
9 農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）に基づく事務	1 附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる農業災害補償法の一部を改正する法律による改正前の農業災害補償法（以下この項において「旧法」という。）第16条第1項ただし書の規定による基準の決定			○					
	2 附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第			○					

	87条の2第4項の規定による認可								
	3 附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第104条の3第2項の規定による認定					○			
	4 附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第107条第4項の規定による認可					○			
	5 附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第115条第4項の規定による認可					○			
	6 附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第120条の7第5項の規定による認可					○			
	7 附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第120条の15第3項の規定による区域等の設定					○			
	8 附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第120条の15第6項及び第120条の23第3項の規定による認可					○			

別表第一二本庁関係特定事項(農政部)経済流通課の表中二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項を十九の項とし、十七の項を削り、十六の項を十七の項とし、同項の次に次のように加える。

18 栃木県農漁業災害対策特別措置条例施行規則に基づく事務	1 第3条第6号及び第4条第6号の規定による資金の貸付期間の決定					○			
-------------------------------	----------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項(農政部)経済流通課の表中十五の項を十六の項とし、十の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ、九の項の次に次のように加える。

10 農業保険法施行令(平成29年政令第263号)に基づく事務	1 第18条第1項の規定による承認					○			
	2 第18条第3項の規定による報告の受理					○			

別表第一二本庁関係特定事項(農政部)経営技術課の表一の項第一号及び第二号を次のように改める。

1 第5条第1項及び第5項の規定による基本方針の策定及び変更				○					
--------------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--

認							
(1) (2)以外のもの			○				
(2) 河川の流下能力を確保するための異常な堆積物の除去に係るもの				○			

別表第一の二本件関係特定事項(8)県土整備部ケ都市整備課の表四の項第四号及び第五号を次のように改める。

4 第25条の11第3項の規定による意見の聴取				○			
5 第25条の11第5項の規定による届出			○				

別表第一の二本件関係特定事項(8)県土整備部ホ住宅課の表に次のように加える。

16 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に基づく事務	1 第10条第1項の規定による登録				○		
	2 第11条第1項の規定による登録の拒否				○		
	3 第12条第1項の規定による届出の受理				○		
	4 第12条第3項の規定による変更の登録				○		
	5 第14条第1項の規定による届出の受理				○		
	6 第15条第1項の規定による登録の抹消				○		
	7 第22条の規定による報告の徴収				○		
	8 第23条の規定による指示				○		
	9 第24条第1項及び第2項の規定による登録の取消し				○		
	10 第25条第1項の規定による指定			○			
	11 第30条第1項の規定による認可				○		
	12 第30条第3項の規定による変更命令				○		
	13 第32条の規定による命令			○			

14	第33条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○		
15	第34条第1項の規定による許可				○		
16	第35条第1項の規定による指定の取消し			○			
17	第35条第2項の規定による指定の取消し及び停止命令			○			
18	第40条の規定による指定				○		
19	第43条第1項の規定による認可				○		
20	第44条第1項の規定による認可				○		
21	第44条第3項の規定による変更命令				○		
22	第45条第1項の規定による認可				○		
23	第48条の規定による命令				○		
24	第49条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○		
25	第50条第1項の規定による指定の取消し				○		

別表第三「出先機関関係共通事項(1)」から(10)までに掲げる出先機関以外の出先機関の表中「(10)」を「(9)」に改め、同表七の項第一号を次のように改める。

1	職員の旅行命令（所長の県外の3日以上の旅行命令を除く。）及びその復命の受理				○		
(1)	(2)以外のもの						
ア	課長相当職以上の職にある職員及び総括所長補佐等に係るもの				○		
イ	アに掲げる職員以外の職員の国外の旅行に係るもの				○		
ウ	アに掲げる職員以外の職員の国内の旅行に係るもの					○	
(2)	支所等の職員に係るもの						
ア	イ以外のもの				○		

表七の項第四号及び第五号を次のように改める。

4 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び勤務時間の割振り変更			○					
(1) (2)以外のもの					○			中小土木事務所 にあっては、次長とする。
(2) 支所等の職員に係るもの							○	
5 職員の超勤代休時間の指定			○					
(1) (2)以外のもの					○			中小土木事務所 にあっては、次長とする。
(2) 支所等の職員に係るもの							○	

別表第三「出先機関関係共通事項(5)保健環境センター」の表七の項第一号を次のように改める。

1 職員の旅行命令（所長の県外の3日以上 の旅行命令を除く。）及びその復命の 受理			○					
(1) 課長相当職以上の職にある職員に係 るもの					○			
(2) (1)に掲げる職員以外の職員の国外の 旅行に係るもの					○			
(3) (1)に掲げる職員以外の職員の国内の 旅行に係るもの						○		

別表第三「出先機関関係共通事項(5)保健環境センター」の表七の項第四号及び第五号を次のように改める。

4 職員の週休日及び勤務時間の割振り並 びに週休日の振替及び勤務時間の割振り 変更			○		○			
5 職員の超勤代休時間の指定			○		○			

別表第三「出先機関関係共通事項(6)産業技術センター及び産業技術専門校」の表七の項第一号を次のように改める。

1 職員の旅行命令（所長の県外の 3日以上旅行命令を除く。）及			○					
------------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--

びその復命の受理								
(1) (2)以外のもの								
ア 課長相当職以上の職にある職員及び総括所長補佐等に係るもの				○				
イ アに掲げる職員以外の職員の国外の旅行に係るもの				○				
ウ アに掲げる職員以外の職員の国内の旅行に係るもの					○			
(2) 支所等の職員に係るもの								
ア イ以外のもの				○				
イ 支所長の県内の1日の旅行及び職員(支所長を除く。)の国内の旅行に係るもの							○	

別表第三「田舎総務課係共通事項」⑥産業技術センター及び産業技術専門校の表七の項第四号及び第五号を次のように改める。

4 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び勤務時間の割振り変更				○				
(1) (2)以外のもの					○			
(2) 支所等の職員に係るもの							○	
5 職員の超勤代休時間の指定				○				
(1) (2)以外のもの					○			
(2) 支所等の職員に係るもの							○	

別表第三「田舎総務課係共通事項」⑦美術館の表七の項第一号を次のように改める。

1 職員の旅行命令(館長の県外の3日以上旅行命令を除く。)及びその復命の受理				○				
(1) 課長相当職以上の職にある職員に係るもの					○			
(2) 副館長補佐に係るもの						○		
(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員							○	

の国外の旅行に係るもの					
(4) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員の国内の旅行に係るもの				○	

別表第三一 出先機関関係共通事項(7)美術館の表七の項第四号及び第五号を次のように改める。

4 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び勤務時間の割振り変更		○		○	
5 職員の超勤代休時間の指定		○		○	

別表第三一 出先機関関係共通事項(8)博物館の表七の項第四号及び第五号を次のように改める。

4 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び勤務時間の割振り変更			○		○
5 職員の超勤代休時間の指定			○		○

別表第三一 出先機関関係共通事項(9)岡本台病院の表八の項第一号を次のように改める。

1 職員の旅行命令（所長の県外の3日以上旅行命令を除く。）及びその復命の受理		○			
(1) 課長相当職以上の職にある職員に係るもの				○	
(2) (1)に掲げる職員以外の職員の国外の旅行に係るもの				○	
(3) (1)に掲げる職員以外の職員の国内の旅行に係るもの					○

別表第三一 出先機関関係共通事項(9)岡本台病院の表八の項第四号及び第五号を次のように改める。

4 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び勤務時間の割振り変更		○		○	
5 職員の超勤代休時間の指定		○		○	

別表第三一 出先機関関係共通事項(10)とちぎりハビリテーションセンターの表を削り、別表第三一 出先機関関係共通事項(11)建設工事を行う出先機関の表を別表第三一 出先機関関係共通事項(10)建設工事を行う出先機関の表とし、別表第三二 出先機関関係特定事項(2)経営管理部イ自動車税事務所の表を別表第三二 出先機関関係特定事項(2)経営管理部ウ自動車税事務所の表とし、別表第三二 出先機関関係特定事項(2)経営管理部ア県税事務所の表一の項中第二十号を第二十六号とし、第七号から第十九号までを六号ずつ繰り下げ、第六号を削り、第五号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

12 第53条第20項、第32項、第35項及び第36項、第55条第5項、第72条の24の10第3項、第5項及び第7項、第72条の24の11第4項、第72条の28第4項、第72条の41の4、第73条の2第8項及び第9項、第73条の27、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第4項及び第5項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項、第73条の27の7第2項、第74条の14第2項及び第3項、第114条の30第1項及び第2項、第144条の31第1項、第4項及び第5項、附則第11条の4第2項並びに附則第12条の2の7第2項の規定による過誤納金以外の還付金の還付及び充当					○	
--	--	--	--	--	---	--

別表第三の五(2)に「第22条第16項、第17項、第25項、第28項第1項及び第2項並びに第29項、第31項」を「第22条第16項、第17項、第25項、第28項第1項及び第2項並びに第29項、第31項、第32項、第35項、第36項、第55条第5項、第72条の24の10第3項、第5項及び第7項、第72条の24の11第4項、第72条の28第4項、第72条の41の4、第73条の2第8項及び第9項、第73条の27、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第4項及び第5項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項、第73条の27の7第2項、第74条の14第2項及び第3項、第114条の30第1項及び第2項、第144条の31第1項、第4項及び第5項、附則第11条の4第2項並びに附則第12条の2の7第2項」に変更する。

5 第22条の16第2項の規定による公売及び代金の供託	○					
6 第22条の17第2項の規定による公告	○					
7 第22条の25の規定による囑託及び受託	○					
8 第22条の28第1項及び第2項並びに第22条の29の規定による通告及び告発	○					
9 第22条の28第3項の規定による更正	○					
10 第22条の31の規定による通知	○					

別表第三の五(2)に「第22条第16項、第17項、第25項、第28項第1項及び第2項並びに第29項、第31項、第32項、第35項、第36項、第55条第5項、第72条の24の10第3項、第5項及び第7項、第72条の24の11第4項、第72条の28第4項、第72条の41の4、第73条の2第8項及び第9項、第73条の27、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第4項及び第5項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項、第73条の27の7第2項、第74条の14第2項及び第3項、第114条の30第1項及び第2項、第144条の31第1項、第4項及び第5項、附則第11条の4第2項並びに附則第12条の2の7第2項」を「第22条第16項、第17項、第25項、第28項第1項及び第2項並びに第29項、第31項、第32項、第35項、第36項、第55条第5項、第72条の24の10第3項、第5項及び第7項、第72条の24の11第4項、第72条の28第4項、第72条の41の4、第73条の2第8項及び第9項、第73条の27、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第4項及び第5項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項、第73条の27の7第2項、第74条の14第2項及び第3項、第114条の30第1項及び第2項、第144条の31第1項、第4項及び第5項、附則第11条の4第2項並びに附則第12条の2の7第2項」に変更する。

1 第24条の3第6項及び第24条の4第8項の規定による関係都道府県知事への通					○	
---	--	--	--	--	---	--

知

別表第三二出先機関関係特定事項②経営管理部ア県税事務所の表に備考として次のように加える。

備考 宇都宮県税事務所にあつては、所課長の専決事項については、所部長が処理するものとする。

別表第三二出先機関関係特定事項②経営管理部ア県税事務所の表を別表第三二出先機関関係特定事項②経営管理部イ県税事務所の表とし、同表の前に次の一表を加える。

ア 総務事務センター

事	務	決 裁 区 分 (専決 事務)	受 任 者	決 裁 区 分 (委 任 事 務)		備 考
		専 決 権 者	所	所	専 決 権 者	
種 類	事 項	所 長	長	長	総 括 所 長 補 佐 等	
1 給与に関する事務	1 職員の通勤手当の支給額の決定 (総務事務センターの所管に係る ものに限る。以下この項において 同じ。)	○				
	2 職員の扶養親族の認定	○				
	3 職員の児童手当の受給資格及び 額の認定 (知事が別に定めるもの に限る。)	○				
	4 職員の住居手当の支給額の決定	○				
	5 職員の単身赴任手当の支給額の 決定	○				

別表第三二出先機関関係特定事項④環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表1の項第三十九号から第四十五号までを次のように改める。

39 第17条の2第1項の規定による 届出の受理	○			○		
40 第18条第1項 (第17条の2第3 項において準用する場合を含 む。)の規定による報告の徴収	○			○		
41 第19条第1項 (第17条の2第3	○			○		

項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査等						
42 第19条の3(第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物に係る改善命令		○	○			
43 第19条の5第1項(第19条の10第2項において準用する場合を含む。)及び第19条の6第1項の規定による措置命令		○	○			
44 第19条の11第1項の規定による土地の形質の変更に関する措置命令		○	○			
45 第19条の12第1項の規定による最終処分場の台帳の調整及び保管		○			○	

別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表一の項中第四十八号を第四十九号とし、第四十七号を第四十八号とし、第四十六号を第四十七号とし、第四十五号の次に次の一号を加える。

46 第19条の12第3項の規定による閲覧		○				○
-----------------------	--	---	--	--	--	---

別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表五の項第一号から第四号までを次のように改める。

1 第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の7第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項、第18条の15第1項及び第2項、第18条の23第1項、第18条の24第1項並びに第18条の25第1項の規定による届出の受理		○			○	
2 第9条、第17条の8、第18条の8及び第18条の26の規定による計画の変更又は廃止の命令		○	○			
3 第10条第2項(第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。)の規定による実施の制限期間の短縮		○			○	

4 第11条及び第12条第3項（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理		○					○	
---	--	---	--	--	--	--	---	--

別表第三 出先機関関係特定事項(4)環境森林部、環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表五の項中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加える。

11 第18条の29第1項の規定による勧告		○					○	
12 第18条の29第2項の規定による措置命令		○	○					

別表第三 出先機関関係特定事項(4)環境森林部、環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表十六の項第七号を次のように改める。

7 第4条第3項の規定による土壌の汚染状況の調査の命令		○	○					
-----------------------------	--	---	---	--	--	--	--	--

別表第三 出先機関関係特定事項(4)環境森林部、環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表二十八の項及び二十九の項を次のように改める。

28 県営林産物の処分に関する事務	1 処分予定価格500万円未満の県営林産物の処分の決定		○	○				
29 栃木県営林産物売払規則に基づく事務	1 第23条の規定による承認（処分予定価格500万円未満の県営林産物の処分に係るものに限る。3において同じ。）		○			○		
	2 第32条、第35条及び第37条の規定による届出書等の受理		○			○		
	3 第33条第2項の規定による承認		○			○		
	4 第48条第1項及び第2項ただし書の規定による承認		○			○		

別表第三 出先機関関係特定事項(4)環境森林部、環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表備考を次のように改める。

備考

- 1 1の項1から7まで、10から12まで、14から21まで、28から31まで、40から43まで及び47から49までの事項に係る事務のうち、駐機場を有する移動式施設に係るものについては、当該駐機場を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所（宇都宮市内及び県外に駐機場を有する移動式施設に係るものについては当該駐機場の最寄りの環境森林事務所又は環境管理事務所）が所管するものとする。
- 2 1の項25から27まで、43及び49の事項に係る事務のうち、県内に事務所又は事業所を有する管理票交付者に係るものについては、当該事務所又は事業所を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所が所管するものとする。

3 1の項28から31まで、40から43まで及び49の事項に係る事務のうち、県内に主たる事務所又は事業所を有する産業廃棄物収集運搬業者に係るものについては、当該主たる事務所又は事業所を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所が所管するものとする。

別表第三の二出先機関関係特定事項(4)環境森林部イ林業センターの表五の項第四号を次のように改める。

4 事業用材料の支給又は機械器具若しくは施設の貸与の決定		○			○	
------------------------------	--	---	--	--	---	--

別表第三の二出先機関関係特定事項(4)環境森林部イ林業センターの表五の項第七号から第十六号までを次のように改める。

7 事業の内容の変更又は事業の停止若しくは打切り及びこれらの通知		○		○		
8 素材の生産、集積の中止		○		○		
9 事業期間延長の承認		○			○	
10 履行遅延における損害金の請求		○		○		
11 事業完成通知書の受理		○			○	
12 完成検査に合格しない場合の期間の指定		○		○		
13 請負代金請求書の受理		○			○	
14 出来高確認願の受理		○			○	
15 既成部分に対する代価の決定		○			○	
16 請負契約解約の決定		○		○		

別表第三の二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部ア健康福祉センターの表九の項第二号を次のように改める。

2 第69条第1項の規定による届出の受理（地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業に係るものに限る。3及び4において同じ。）		○	○			
--	--	---	---	--	--	--

別表第三の二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部ア健康福祉センターの表十八の項第二号を次のように改める。

2 第41条第1項の規定による指定（短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を行う事業者に係るものを除く。）	○					
--	---	--	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部ア健康福祉センターの表十八の項中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

10 第114条の2第1項の規定による報告の徴収及び検査		○		○			
------------------------------	--	---	--	---	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部ア健康福祉センターの表十八の項中第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

13 第197条第1項、第3項及び第4項の規定による報告の徴収、検査等		○		○			
-------------------------------------	--	---	--	---	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部ア健康福祉センターの表十八の項第十五号を削り、同表二十の項第一号を次のように改める。

2 市が行う児童扶養手当の受給資格及び児童扶養手当の額の認定並びに児童扶養手当の支給等に関する事務に係る検査指導		○	○				
--	--	---	---	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部エ保健所の表五の項第一号を次のように改める。

1 第12条第1項（第7条第1項及び第12条第6項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による届出の受理		○	○				
--	--	---	---	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部エ保健所の表五の項第四号を次のように改める。

4 第14条の2第3項の規定による検査		○	○				
---------------------	--	---	---	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部エ保健所の表五の項中第二十四号を第四十四号とし、第二十三号を第四十三号とし、第三十二号を第四十二号とし、第三十一号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

41 第50条第2項の規定による第26条の3第5項に規定する措置		○	○				
----------------------------------	--	---	---	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部エ保健所の表五の項中第二十号を第三十九号とし、第二十七号から第二十九号までを九号ずつ繰り下げ、第二十六号を第三十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

34 第44条の7第1項及び第3項の規定による検体の提出等の勧告及び採取の措置		○	○				
35 第44条の7第5項の規定による検査		○	○				

別表第三 出先機関関係特定事項(5)保健福祉部工保健所の表五の項中第二十五号を第三十一号とし、第二十四号を第二十一号とし、第二十三号を削り、第二十一号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

30 第37条第1項及び第37条の2第1項（これらの規定を第7条第1項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による医療費の負担の決定		○			○				
--	--	---	--	--	---	--	--	--	--

別表第三 出先機関関係特定事項(5)保健福祉部工保健所の表五の項中第二十一号を第二十八号とし、第十六号から第二十号までを七号ずつ繰り下げ、第十五号を削り、第十四号を第十七号とし、同号の次に次の五号を加える。

18 第24条の2（第7条第1項、第26条及び第49条の2において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による苦情の申出の聴取及び処理		○	○						
19 第26条の3第1項及び第3項（これらの規定を第7条第1項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による検体又は病原体の提出の命令及び収去の措置		○	○						
20 第26条の3第5項（第7条第1項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による検査		○	○						
21 第26条の4第1項及び第3項（これらの規定を第7条第1項において準用する場合及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による検体の提出等の命令及び採取の措置		○	○						
22 第26条の4第5項（第7条第1項において準用する場合及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による検査		○	○						

別表第三 出先機関関係特定事項(5)保健福祉部工保健所の表五の項中第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第八号から第十号までを削り、第七号を第九号とし、同号の次に次の四号を加える。

10 第16条の3第1項及び第3項 (これらの規定を第7条第1項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による検体の提出等の勧告及び採取の措置		○	○				
11 第16条の3第7項(第7条第1項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による検査		○	○				
12 第17条第1項及び第2項(これらの規定を第7条第1項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による健康診断の勧告及び措置		○	○				
13 第18条第1項及び第4項から第6項まで(これらの規定を第7条第1項において準用する場合並びに第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による通知及び確認並びに協議会の意見聴取等		○	○				

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部工保健所の表五の項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の11号を加える。

5 第15条第1項及び第3項(これらの規定を第7条第1項において準用する場合及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による質問及び調査		○	○				
6 第15条第4項の規定による検査		○	○				

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部工保健所の表十四の項第三号及び第四号を次のように改める。

3 第7条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び立入検査		○			○		
4 第7条の2第1項から第3項までの規定による措置命令		○			○		

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部工保健所の表中四十九の項を五十一の項とし、三十九の項から四十八の項までを二項ずつ繰り下げ、三十八の項を削り、三十七の項を三十九の項とし、同項の次に次のよ

いしあひる。

40 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）に基づく事務	1 附則第14条の規定により従前の例によることとされる第1条の規定による改正前の薬事法の特例販売業に係る指定品目の変更及び追加の指定	<input type="checkbox"/>					
-------------------------------------	--	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--

別表第三の二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部工保健所の表中三十六の項を三十八の項とし、十六の項から三十五の項までを二項ずつ繰り下し、十五の項の次に次のように加える。

16 住宅宿泊事業法に基づく事務	1 第3条第2項、第4項及び第6項の規定による届出の受理	<input type="checkbox"/>	生活衛生課長に限る。				
	2 第14条の規定による報告の受理	<input type="checkbox"/>	生活衛生課長に限る。				
	3 第15条の規定による改善命令	<input type="checkbox"/>					
	4 第16条第1項の規定による停止命令	<input type="checkbox"/>					
	5 第16条第2項の規定による廃止命令	<input type="checkbox"/>					
	6 第16条第3項の規定による通知	<input type="checkbox"/>					
	7 第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査	<input type="checkbox"/>					
	8 第41条第2項の規定による改善命令及び通知	<input type="checkbox"/>					
	9 第42条第2項の規定による要請	<input type="checkbox"/>					
	10 第45条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査	<input type="checkbox"/>					
	11 附則第2条第1項の規定による届出の受理	<input type="checkbox"/>	生活衛生課長に限る。				
17 住宅宿泊事業法施行規則に基づく事務	1 第4条第5項の規定による住民票の抄本等の提出の要求	<input type="checkbox"/>	生活衛生課長に限る。				
	2 第4条第6項の規定による添付書類の省略	<input type="checkbox"/>	生活衛生課長に限る。				

3	第4条第7項の規定による通知		○				○	生活衛生課長に限る。
4	第14条第1項の規定による条例の案の送付		○				○	生活衛生課長に限る。
5	第16条の規定による事務の引継ぎ、帳簿及び書類の引渡し等		○				○	生活衛生課長に限る。

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部ケとちぎりくどりナーションセンターの表を削り、別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部ケ精神保健福祉センターの表を別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部ケ精神保健福祉センターの表とし、同表の前に次の一表を加える。

ク 障害者総合相談所

事	務	決 裁 区 分 (専決事務)	受 任 者	決 裁 区 分 (委 任 事 務)		備 考
				所 長	所 長	
種 類	事 項	専 決 権 者	所 長	所 長	専 決 権 者	
		所 長			総 括 所 長 補 佐 等	
1 栃木県療育手帳交付規則(平成12年栃木県規則第23号)に基づく事務	1 第5条の規定による判定及び療育手帳の交付	○				
	2 第6条の規定による再判定	○				
	3 第7条の規定による療育手帳の記載事項の訂正	○				
	4 第8条の規定による届出及び療育手帳の受理	○				
	5 第9条第1項及び第2項の規定による療育手帳の再交付	○				
2 身体障害者福祉法に基づく事務	1 第15条第1項の規定による医師の指定	○				

	2 第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付	○				
	3 第16条第2項の規定による返還命令	○				
3 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)に基づく事務	1 第3条第3項の規定による指定の取消し	○				
4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務	1 第59条第1項の規定による指定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものを除く。以下この項において同じ。)	○				
	2 第60条第1項の規定による指定の更新	○				
	3 第64条の規定による届出の受理		○	○		
	4 第65条の規定による指定辞退の申出の受理		○	○		
	5 第68条第1項の規定による指定の取消し等	○				

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部こ児童相談所の表一の項中第二十五号を削り、第二十四号を第二十七号とし、第十七号から第二十三号までを三号ずつ繰り下げ、第十六号を第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

18 第33条第9項の規定による児童の一時保護		○	○		
19 第33条第11項の規定による児童の一時保護		○	○		

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部こ児童相談所の表一の項第十五号の次に次の一号を加える。

16 第31条第4項の規定による延長者の措置		○	○		
------------------------	--	---	---	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部こ児童相談所の表一の項に次の一号を加える。

28 第56条第4項の規定による資料の		○	○		
---------------------	--	---	---	--	--

提供等の要求							
--------	--	--	--	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(7)農政部ア農業振興事務所の表九の項を次のように改める。

9 農業経営負担軽減支援資金の融通に関する事務	1 経営改善計画の承認		○	○			
	2 利子補給対象事業の承認		○	○			

別表第三二出先機関関係特定事項(7)農政部ア農業振興事務所の表十七の項第六号を次のように改める。

6 第49条の規定に基づく立入調査等(1に掲げる事務に係るものに限る。7において同じ。)		○	○				
--	--	---	---	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(7)農政部ア農業振興事務所の表十七の項に次の一号を加える。

7 第51条第1項の規定による許可の取消し等		○	○				
------------------------	--	---	---	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(7)農政部ア農業振興事務所の表中二十五の項を削り、二十六の項を二十五の項とし、二十七の項から二十九の項までを一項ずつ繰り上げ、別表第三二出先機関関係特定事項(8)県土整備部下水道管理事務所の表一の項第一号から第五号までを次のように改める。

1 第25条の14の規定による通知		○	○				
2 第25条の15第1項の規定による使用制限		○	○				
3 第25条の16の規定による原因調査の要請等		○	○				
4 第25条の17の規定による他の施設等の設置の制限		○	○				
5 第25条の18第1項において準用する第18条の規定による損傷負担金の決定		○	○				

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第三二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部こ児童相談所の表の改正規定(同表一の項中第二十五号を削り、第二十四号を第二十七号とし、第十七号から第二十二号までを三号ずつ繰り下げ、第十六号を第十七号とし、同号の次に二号を加える部分(同項第十八号及び第十九号に係る部分に限る。))に限る。)は同月二日から、別表第三二本庁関係特定事項(5)保健福祉部キ生活衛生課の表の改正規定(同表中三十一の項を三十三の項とし、八の項から三十の項までを二項ずつ繰り下げ、七の項の次に次のように加える部分(同表八の項第一号から第十一号まで及び九の項に係る部分に限る。))及び別表第三二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部エ保健所の表の改正規定(同表十四の項に係る部分及び同表中三十六の項を三十八の項とし、十六の項から三十五の項までを二項ずつ繰り下げ、十五の項の次に次のように加える部分(同表十六の項第一号から第十号まで及び十七の項に係る部分に限る。))に限る。)

は同年六月十五日から施行する。

(人事課)